

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月27日

札幌市長 様

提出者

住 所 札幌市中央区北1条西2丁目

氏 名 公共下水道管理者

札幌市長 秋元 克広

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 011-818-3431

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	札幌市下水処理施設 (創成川水再生プラザ他32箇所 別表1のとおり)
事業場の所在地	別表1のとおり
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	水道業 下水道事業、下水道処理施設維持管理業 (3631)
② 事業の規模	別添のとおり
③ 従業員数	別添のとおり
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別添のとおり

(日本工業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別添のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（4年度）実績】		
	<table border="1"> <tr> <td>産業廃棄物の種類</td> <td rowspan="2">別添のとおり</td> </tr> <tr> <td>排出量</td> </tr> </table> <p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱水汚泥の焼却による減容化と再利用 ・沈砂洗浄による減容化と再利用 ・スクリーンかす洗浄による減容化と焼却 	産業廃棄物の種類	別添のとおり
産業廃棄物の種類	別添のとおり		
排出量			
② 計画	【目標】		
	<table border="1"> <tr> <td>産業廃棄物の種類</td> <td rowspan="2">別表2のとおり</td> </tr> <tr> <td>排出量</td> </tr> </table> <p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>今後も現状の減容化並びに再利用を推進していく。</p>	産業廃棄物の種類	別表2のとおり
産業廃棄物の種類	別表2のとおり		
排出量			
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・沈砂洗浄過程において、洗砂と残さに分別 ・スクリーンかす洗浄過程において、洗浄スクリーンかすと残さに分別 		
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の取り組みを継続する。 		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別添のとおり
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組) ・焼却灰の有効利用	
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別表2のとおり
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組) ・現在の取り組みを継続していく。	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別添のとおり
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	
(これまでに実施した取組) ・脱水汚泥の焼却による減容化と再利用 ・沈砂洗浄による減容化 ・スクリーンかす洗浄による減容化と焼却		
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別表2のとおり
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	
(今後実施する予定の取組) ・現在の取り組みを継続していく。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（4年度）実績】	
	別添のとおり	別添のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	
(これまでに実施した取組) ・焼却灰は可能な限り再生利用する。 ・洗砂は可能な限り再生利用する。 ・スクリーンかすは焼却可能なものは全て焼却し、埋立処分を減らす。		
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別表2のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	
(今後実施する予定の取組) ・現在の取り組みを継続していく。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別添のとおり
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への処理委託量	
	再生利用業者への処理委託量	
	認定熱回収業者への処理委託量	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
(これまでに実施した取組) ・焼却灰の有効利用 ・洗砂の有効利用		

② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への 処理委託量	別表2のとおり
	再生利用業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者への 処理委託量	
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		
(今後実施する予定の取組) ・現在の取り組みを継続していく。		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請け完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模がわかるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによつて減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項のすべてを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別表1 (様式第2号の8用)

1 事業場の名称及び所在地

名 称	所 在 地
創成川水再生プラザ	札幌市北区麻生町8丁目1番15号
拓北水再生プラザ	札幌市北区あいの里4条10丁目1番1号
伏古川水再生プラザ	札幌市東区伏古8条1丁目2番35号
茨戸水再生プラザ	石狩市花川東1000番地
豊平川水再生プラザ	札幌市白石区菊水元町8条3丁目5番1号
厚別水再生プラザ	札幌市厚別区厚別町山本645番地18
定山渓水再生プラザ	札幌市南区定山渓温泉東1丁目50番地
東部水再生プラザ	札幌市白石区東米里2172番地1
新川水再生プラザ	札幌市西区八軒9条西7丁目1番65号
手稲水再生プラザ	札幌市手稲区手稲山口265番地8
茨戸中部中継ポンプ場	札幌市北区篠路4条10丁目12番15号
茨戸東部中継ポンプ場	札幌市東区北丘珠6条4丁目1番1号
東雁来雨水ポンプ場	札幌市東区東雁来12条4丁目1番1号
伏古川雨水ポンプ場	札幌市東区北37条東27丁目8番15号
豊平川中継ポンプ場	札幌市白石区北郷5条7丁目2番25号
米里中継ポンプ場	札幌市白石区米里2条1丁目1番1号
月寒川雨水ポンプ場	札幌市白石区北郷1条10丁目5番20号
野津幌川雨水ポンプ場	札幌市厚別区厚別町山本645番地18
川北中継ポンプ場	札幌市白石区川北4条1丁目1番1号
厚別川雨水ポンプ場	札幌市厚別区厚別西770番地
定山渓中継ポンプ場	札幌市南区定山渓温泉西3丁目393番地
藤野中継ポンプ場	札幌市南区藤野1条5丁目1番33号
簾舞中継ポンプ場	札幌市南区簾舞575番地13
藻岩下第2中継ポンプ場	札幌市南区川沿11条1丁目1828番地
手稲中継ポンプ場	札幌市手稲区新発寒7条11丁目1番1号
茨戸西部中継ポンプ場	札幌市北区屯田9条12丁目6番15号
西部スラッジセンター	札幌市手稲区手稲山口322番地
東部スラッジセンター	札幌市白石区東米里776番地18
手稲沈砂洗浄センター	札幌市手稲区手稲山口271番地5
厚別洗浄センター	札幌市厚別区厚別町山本711番地
手稲山口下水汚泥埋立施設	札幌市手稲区手稲山口322番地
手稲前田下水汚泥埋立施設	札幌市手稲区手稲前田448番地1
手稲前田第2下水汚泥埋立施設	札幌市手稲区手稲前田623番地 他

別表2 令和5年度 産業廃棄物処理計画における目標値

(単位：t/年)

	濃縮汚泥	沈砂	スクリーンかす
排出量	1,851,667	5,619	水処理施設 1,055 汚泥処理施設 2,516 合計： 3,571
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	コンポスト 0 焼却灰 0	0	0
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0	0	0
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1,832,877	2,749	3,258
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0	残さ（手稲） 450 洗砂 1,250	洗浄スクリーンかす 0 残さ（厚別） 35
全処理委託量	脱水汚泥 1,520 焼却灰 17,270	洗砂 1,170	0
優良認定処理業者への処理委託量	0	0	0
再生利用業者への処理委託量	脱水汚泥 1,520 焼却灰 17,270	洗砂 1,170	焼却灰 (278)
認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0
備考	—	—	上記焼却灰は、濃縮汚泥の焼却灰の内数。

別添

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画

事業者名（カナ）	サッポロシゲスイショリシセツ
事業者名	札幌市下水処理施設
代表者名	札幌市長 秋元 克広
担当者名	札幌市下水道河川局事業推進部処理施設課 田名瀬 伸
郵便番号	062-8570
住所	札幌市豊平区豊平 6 条 3 丁目 2-1
電話	011-818-3431

1 現に行っている事業の概要

(1) 事業の種類 水道業 下水道事業 下水道処理施設維持管理業

(2) 職員数 279 名（令和 4 年度）

※下水道河川局職員数のうち下水道処理施設の維持管理に係る職員数

※再任用職員のうち半日勤務者の職員については、2 名で 1 名分に換算した。

(3) 主な指標

・地域の人口 1,973.3 千人（令和 3 年度末時点）※令和 4 年度末は未確定

・下水処理人口 1,971.1 千人（令和 3 年度末時点）※令和 4 年度末は未確定

（総人口普及率 99.8%）※令和 4 年度末は未確定

・総流入下水量 352,808,510 m³/年（令和 4 年度実績）

(4) 所管施設 表 1 参照

(5) 処理フロー 図 1 参照

(6) 連絡先 札幌市下水道河川局事業推進部処理施設課

電話番号 011-818-3431

表1 所管施設

施設名	産業廃棄物の発生			処理・処分工程					
	沈砂	スクリーンかす	濃縮汚泥	濃縮	脱水	焼却	沈砂洗浄	洗スクリーンかす	埋立
創成川水再生プラザ	○	○	×	(西部 SC)	(西部 SC)	(西部 SC) (東部 SC)	(沈洗)	(厚洗)	×
拓北水再生プラザ	○	○	×	(西部 SC)	(西部 SC)	(西部 SC) (東部 SC)	(沈洗)	(厚洗)	×
伏古川水再生プラザ	○	○	×	(西部 SC)	(西部 SC)	(西部 SC) (東部 SC)	(沈洗)	(厚洗)	(前田第2)
茨戸水再生プラザ	○	○	×	(西部 SC)	(西部 SC)	(西部 SC) (東部 SC)	(沈洗)	(厚洗)	×
豊平川水再生プラザ	○	○	×	(東部 SC)	(東部 SC)	(東部 SC) (西部 SC)	(沈洗)	(厚洗)	×
厚別水再生プラザ	○	○	×	(東部 SC)	(東部 SC)	(東部 SC) (西部 SC)	(沈洗)	(厚洗)	×
東部水再生プラザ	○	○	×	(東部 SC)	(東部 SC)	(東部 SC) (西部 SC)	(沈洗)	(厚洗)	×
定山溪水再生プラザ	○	○	○	○	(西部 SC)	×	(沈洗)	(厚洗)	×
新川水再生プラザ	○	○	×	(西部 SC)	(西部 SC)	(西部 SC) (東部 SC)	(沈洗)	(厚洗)	×
手稲水再生プラザ	○	○	×	(西部 SC)	(西部 SC)	(西部 SC) (東部 SC)	(沈洗)	(厚洗)	×
茨戸中部中継ポンプ場	○	○	×	×	×	×	(沈洗)	(厚洗)	×
茨戸東部中継ポンプ場	○	○	×	×	×	×	(沈洗)	(厚洗)	×
東雁来雨水ポンプ場	○	○	×	×	×	×	(沈洗)	(厚洗)	×
茨戸西部中継ポンプ場	○	○	×	×	×	×	(沈洗)	(厚洗)	×
伏古川雨水ポンプ場	○	○	×	×	×	×	(沈洗)	(厚洗)	×
豊平川中継ポンプ場	○	○	×	×	×	×	(沈洗)	(厚洗)	×
米里中継ポンプ場	○	○	×	×	×	×	(沈洗)	(厚洗)	×
月寒川雨水ポンプ場	×	○	×	×	×	×	×	(厚洗)	×
野津幌川雨水ポンプ場	○	○	×	×	×	×	(沈洗)	(厚洗)	×
川北中継ポンプ場	○	○	×	×	×	×	(沈洗)	(厚洗)	×
厚別川雨水ポンプ場	○	○	×	×	×	×	(沈洗)	(厚洗)	×
定山溪中継ポンプ場	×	○	×	×	×	×	×	(厚洗)	×
藤野中継ポンプ場	×	○	×	×	×	×	×	(厚洗)	×
簾舞中継ポンプ場	×	○	×	×	×	×	×	(厚洗)	×
藻岩下第2中継ポンプ場	×	○	×	×	×	×	×	(厚洗)	×
手稲中継ポンプ場	○	○	×	×	×	×	(沈洗)	(厚洗)	×
手稲沈砂洗浄センター	×	○	×	×	×	×	○	×	(前田第2)
厚別洗浄センター	×	○	×	×	×	(東部 SC)	×	○	(前田第2)
西部スラッジセンター	×	×	○	○	○	○(東部 SC)	×	×	×
東部スラッジセンター	×	×	○	○	○	○(西部 SC)	×	×	×
手稲山口埋立施設	×	×	×	×	×	×	×	×	埋立完了
手稲前田埋立施設	×	×	×	×	×	×	×	×	埋立完了
手稲前田第2埋立施設	×	×	×	×	×	×	×	×	○

※産業廃棄物の発生及び各処理・処分工程がある場合は「○」で、ない場合は「×」で示した。
 ※他施設で行う処理・処分工程は、実施場所を()書きで示した。(西部 SC)は西部スラッジセンター、(東部 SC)は東部スラッジセンター、(沈洗)は手稲沈砂洗浄センター、(前田第2)は手稲前田第2埋立施設、(厚洗)は厚別洗浄センターを表す。

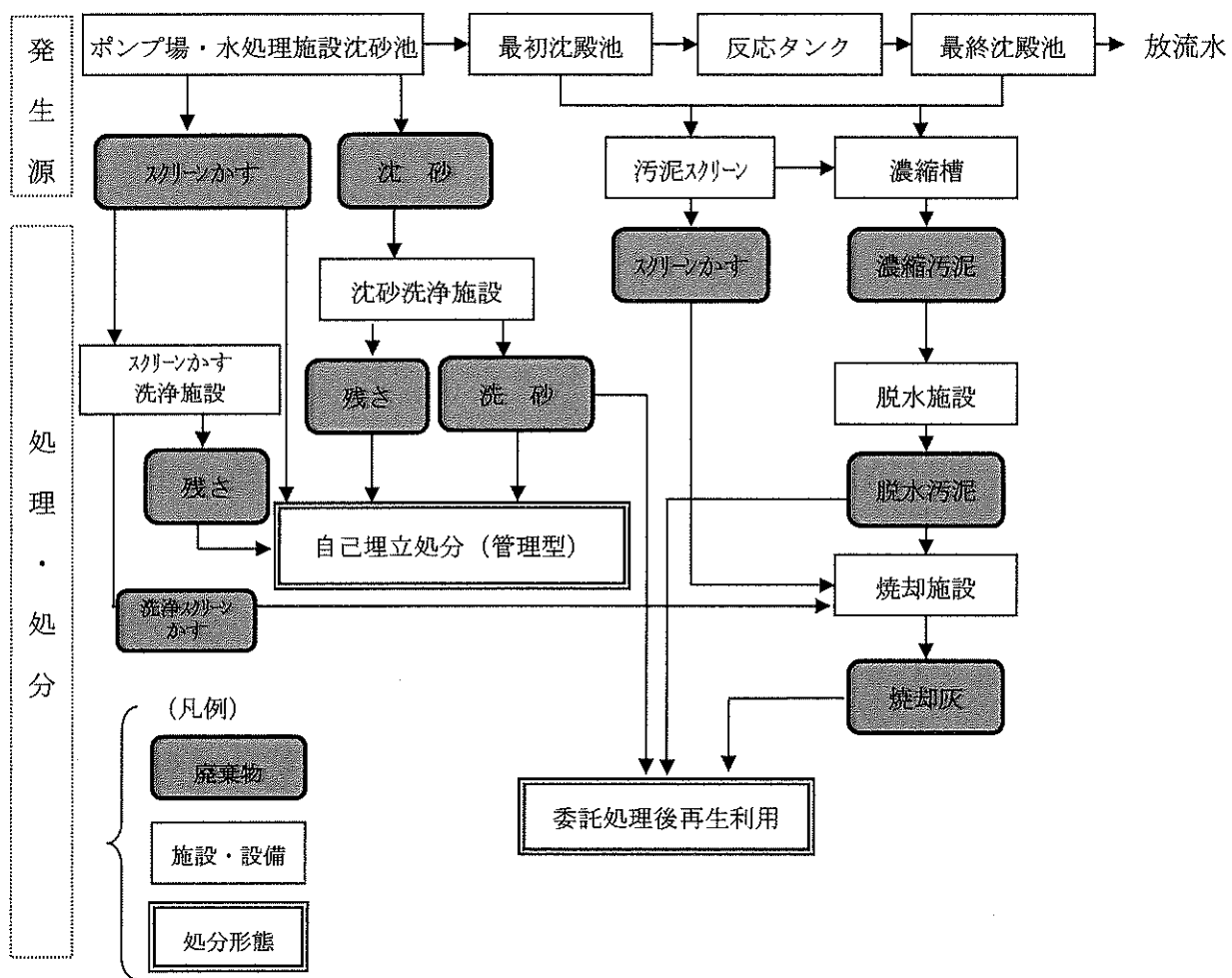


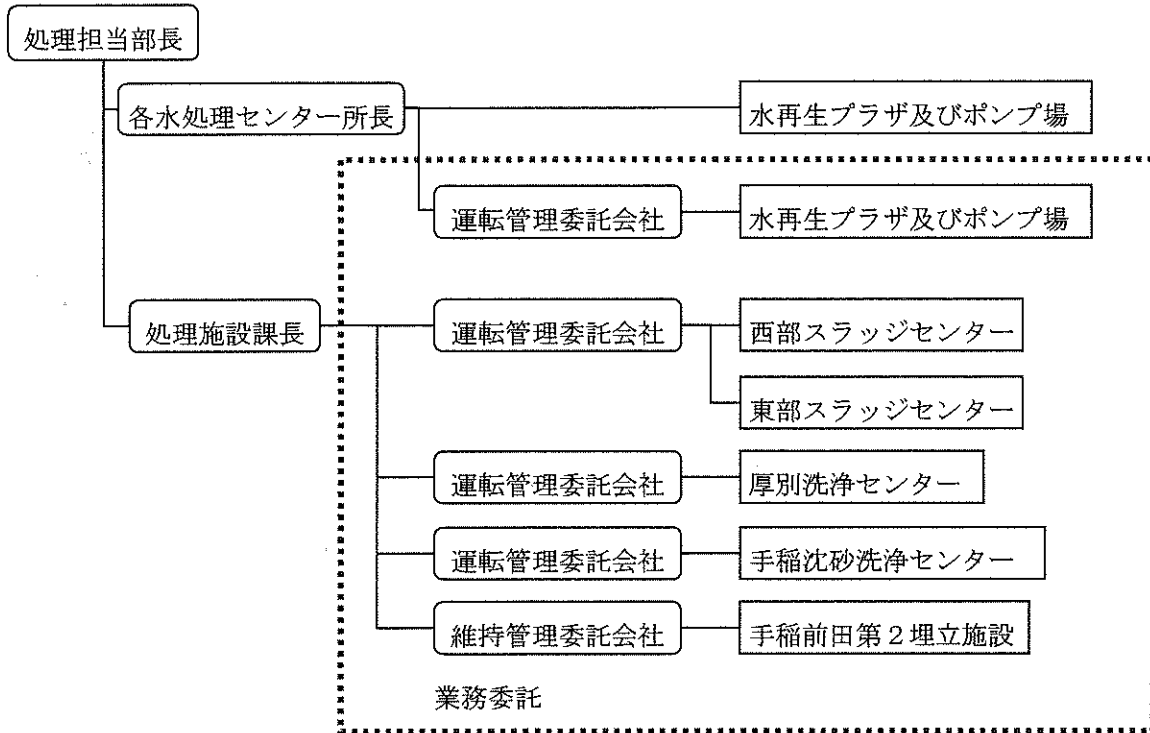
図1 処理フロー

2 計画期間

令和5年4月1日 から 令和6年3月31日

3 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 廃棄物の管理組織



(2) 産業廃棄物処理責任者の設置

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第6項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理責任者を設置する。

処理責任者の氏名	所管する事業場名
処理施設課長 濱田 敏裕	手稲山口埋立施設、手稲前田埋立施設、 手稲前田第2埋立施設

(3) 産業廃棄物処理施設技術管理者の設置

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設技術管理者を設置する。

技術管理者の氏名	所管する事業場名
処理施設課 夏目 隼太郎	手稲山口埋立施設、手稲前田埋立施設、 手稲前田第2埋立施設

(4) 産業廃棄物処理マニュアル

各種事務手続き、関係法令等をまとめた管理の手引きを作成し、毎年度見直しを行う。

(5) 教育・研修

汚泥の発生状況、処理方法、処理に関する留意事項について、関係職員に適宜教育・研修等を行う。

(6) 情報公開

汚泥の発生状況、処理・処分・有効利用の状況等を下水道河川局事業推進部で毎年発行する維持管理年報に掲載する。また、市民の施設見学を随時受け入れ、汚泥の処理状況について理解を深める。

(7) 環境マネジメントシステムの運用

環境マネジメントシステムを運用して、環境に配慮する。

4 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(1) 基本的事項

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連法令、その他の規則を遵守する。
- ② 発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合であっても収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。
- ③ 廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施する。
 - ・発生抑制 発生抑制を考慮した処理方法を検討する。
 - ・再生利用 建設資材利用を推進する。
 - ・中間処理 脱水、焼却効率の向上等による減量化を推進する。
 - ・その他 処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。

(2) 廃棄物処理の現状

- ① 水再生プラザから発生する産業廃棄物は、下水処理工程及びポンプ場から発生する汚泥（沈砂、スクリーンかす、濃縮汚泥）である。

このうちの沈砂については、洗浄後、原則として造粒固化による有効利用を行っており、洗浄の際に発生する残さは管理型埋立処分をしている。

スクリーンかすについては、洗浄後の水系スクリーンかす及び汚泥系スクリーンかすについては焼却施設で焼却しており、水系スクリーンかすの洗浄の際に発

生する残さは管理型埋立処分をしている。

濃縮汚泥については、脱水処理後、セメント資源化及び焼却を行っている。脱水汚泥及びスクリーンかすの焼却後に発生する焼却灰は、建設資材等に利用するなど循環型の有効利用に取り組んでいる。

- ② 産業廃棄物の種類別発生・処理状況、産業廃棄物の種類別性状の説明、産業廃棄物処理の課題を表 2 から表 4 に示す。

表2 産業廃棄物の種類別発生・処理状況（令和4年度実績）

廃棄物の種類	発生量 t/年 [構成比]	処理方法 －凡例－（中）：中間処理、（有）：有効利用、（最）：最終処分、 ○：自己処理・利用、●：委託処理・他者利用
沈砂	5,384.40 t [0.31%]	沈砂を洗浄（中）○ (5,384.40 t) ↳ 洗砂 (2,340.40 t) ↳ 洗砂を焼却（中）○ (0 t) ↳ 焼却灰 (0 t) ↳ 焼却灰を再生利用（中）○ (0 t) ↳ 焼却灰を委託中間処理（中）● (0 t) ↳ 洗砂を委託中間処理（中）● (855.70 t) ↳ 洗砂を管理型埋立（最）○ (1,484.70 t) ↳ 残さ (298.7 t) ↳ 残さを管理型埋立（最）○ (298.7 t)
スクリーンかす	3,366.67 t [0.19%]	スクリーンかすを焼却（中）○ (2,480.51 t) ↳ 焼却灰 (248.05 t) ↳ 焼却灰を委託中間処理（中）● (248.05 t) ↳ スクリーンかすを管理型埋立（最）○ (12.1 t) ↳ スクリーンかすを洗浄（中）○ (874.06 t) ↳ 洗浄スクリーンかす (202.3 t) ↳ 洗浄スクリーンかすを焼却（中）○ ↳ 焼却灰 (20.23 t) ↳ 焼却灰を委託中間処理（中）● (20.23 t) ↳ 洗浄スクリーンかすを管理型埋立（最）○ (0 t) ↳ 残さ（厚別） (23.3 t) ↳ 残さ（厚別）を管理型埋立（最）○ (23.3 t)
濃縮汚泥	1,740,813 t [99.50%]	濃縮汚泥を脱水（中）○ (1,740,813 t) 比重1.00 ↳ 脱水汚泥 (204,627.68 t) ↳ 脱水汚泥を焼却（中）○ ↳ 焼却灰 (17,037.03 t) ↳ 焼却灰を再生利用（中）○ (0.00 t) ↳ 焼却灰を委託中間処理（中）● (17,037.03 t) ↳ 脱水汚泥を委託中間処理（中）● (1,195.26 t)
合計	1,749,564.07 t [100.0%]	

※年度内に処理できずに次年度に繰越した焼却灰については処理予定量として記載した。

表3 産業廃棄物の種類別性状の説明

沈砂	・水処理施設、ポンプ場の前処理工程で沈殿処理した土砂等
洗砂	・上記沈砂を洗浄し、減量化したもの。
スクリーンかす	・水処理施設、ポンプ場及び汚泥処理施設から発生した汚泥中のきょう雑物をスクリーンによって除去したもの。
洗浄スクリーンかす	・上記スクリーンかすのうち水処理施設から発生したものを洗浄し、減量化したもの。
濃縮汚泥	・水処理施設から発生した低濃度の汚泥（最初沈殿池汚泥、余剰汚泥）を重力濃縮で含水率を下げ、固形物濃度を数パーセント程度まで高めたもの。
脱水汚泥	・濃縮汚泥に薬品を添加して遠心または加圧脱水し、より固形物濃度を高めたもの。
焼却灰	・濃縮汚泥を脱水し、燃焼することによって、汚泥の有機分や水分を除去し、残存する無機分としての灰に変えたもの。 ・焼却により、汚泥の最終処分量の減量及び質の安定化を図ることができる。

表4 産業廃棄物処理の課題

発生抑制	・沈砂、スクリーンかす及び濃縮汚泥の発生量は、流入する下水の水量、水質等に起因するため、発生量を抑制することは困難である。
再生利用	・脱水汚泥のセメント資源化、焼却灰の建設資材利用等に努めているが、下水汚泥の再利用先が限られているのが現状である。
中間処理	・脱水、焼却工程で汚泥に添加している薬品は無機分として焼却灰中に残るため節約に努めているが、汚泥性状により添加率が変動するため安定的な削減が困難である。

(3) 目標の設定

具体的取組については後述及び別表2のとおり。

(4) 産業廃棄物処理施設の設置状況等

札幌市下水処理施設における産業廃棄物処理施設の設置状況を表5に示す。

表5 産業廃棄物処理施設の設置状況

施設の種類	処 理 対 象 産 業 廃 棄 物	処 理 方 法	処 理 能 力	設 置 年 月	設 置 場 所
最終処分場 (手稲山口)	下水脱水汚泥及 び沈砂、し渣	管理型埋立	33,200 m ³ (埋立終了)	昭和56年2月	手稲区手稲山口 322番地
最終処分場 (手稲前田)	下水汚泥、沈砂 及びし渣、その 他*	管理型埋立	369,000 m ³ (埋立終了)	昭和56年12月	手稲区手稲前田 448番地1
最終処分場 (手稲前田第2)	下水汚泥、し 渣、焼却灰	管理型埋立	埋立容積 No.1～No.6池 205,344 m ³	平成3年1月	手稲区手稲前田 623番地 他

注) *廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラス陶器くず、鉱さい、建設廃材

(5) 廃棄物の処理に係る情報の収集・管理

随時、廃棄物関係法令や廃棄物の処理技術について情報を収集・取りまとめを行い、各処理施設に情報提供する。

(6) 中長期的課題

最終処分場の確保が今後ますます困難になると予想されるため、廃棄物の排出抑制、再生利用等に係る技術開発を計画的に推進する必要がある。

5 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

脱水、焼却工程での添加薬品の節約に努める。

6 産業廃棄物の分別に関する事項

工程毎に発生したものをそれぞれ適切に保管する。

7 産業廃棄物の再生利用に関する事項

- ・ 脱水汚泥は、一部をセメント資源化する。
- ・ 焼却灰は、セメント資源化及び埋め戻し材等の建設資材として再生利用する。
- ・ 洗砂は、可能な限り埋め戻し材等の建設資材として再生利用する。

8 産業廃棄物の中間処理（再生利用を除く）に関する事項

- ・ 濃縮汚泥は全てを脱水処理する。
- ・ 脱水汚泥は一部を除き、焼却処理し、減量化・安定化する。
- ・ 沈砂及び水系スクリーンかすは、洗浄施設において減量化し、汚泥系スクリーンかすは焼却処理する。

9 産業廃棄物の最終処分に関する事項

- ・ 脱水汚泥、焼却灰の埋立処分は原則行わない。
- ・ 沈砂は、洗浄により可能な限り再生利用し、埋立処分量を減量する。
- ・ スクリーンかすは焼却可能なものは全て焼却し、埋立処分量を減量する。